

平成 16 年第 27 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2004 年 11 月 4 日(木) 17:19～18:53

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	中山 成彬	文部科学大臣
同	尾辻 秀久	厚生労働大臣

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 社会保障制度改革について
- (2) 教育の基本的なあり方について
- (3) 三位一体の改革について
- (4) その他

3. 閉 会

(説明資料)

介護保険制度改革について(尾辻臨時議員提出資料)

一体的見直しの一環としての介護保険制度改革について(有識者議員提出資料)

甦れ、日本！(中山臨時議員提出資料)

三位一体改革「全体像」の論点整理

- 地方財政計画・地方交付税について - (竹中議員提出資料)

(配付資料)

「国と地方の協議の場」関連資料等

構造改革評価報告書 3(内閣府)

経済社会統計整備推進委員会について(内閣府)

(概要)

社会保障制度改革について

(尾辻臨時議員) 介護保険制度改革については、前回の会議では説明する時間がなかったため、改めて報告したい。

資料1ページ、介護保険制度は平成12年4月に施行され、4年7カ月が経過したが、サービス利用は在宅サービスを中心に大幅に拡大しており、制度全体に対する評価も年々高まってきている。日本の介護は家族に頼っており、それが女性にしわ寄せされている点を何とかするべく制度が作られたが、大変うまく進んできたと思っている。ただし、初めてのことなので、やってみなければ分からないこともあり、施行後5年を目途にして制度全体にわたる見直しを行うと附則に定められており、今回はまさに5年目の見直しになる。本年7月30日に社会保障審議会・介護保険部会から改革の基本方向についての報告があり、現在、来年の通常国会に法案を提出すべく具体化の作業を進めている。

なお、被保険者・受給者の範囲については、7月の審議会報告でも一定の方向性を出すに至っておらず、引き続き関係者による審議を行っている。

2ページ、諮問会議においても、社会保障の総合化、一体的見直しが大きなテーマとなっているが、介護保険制度は創設当初から、保険料の年金からの天引きシステム導入、高齢者医療に先駆けた高齢者自身の保険料負担、利用者負担の定率1割を導入するなど、社会保障改革の「フロントランナー」としての役割を果たしてきた。今回の改革においても、他の社会保障制度との調整や連携を視野に入れ、社会保障全体を効率的・効果的な体系へ見直していく先駆けとなるようにしたい。

具体的には、制度全体を予防重視型システムへと転換することが、今後の医療制度改革や保健事業の再編にもつながると考えており、骨太の方針で何度も指摘されている施設入所者の年金、介護給付の調整についても見直しを行いたい。また、介護保険制度は、民間事業者を含めた多様な事業主体の参入を認め、基礎的な自治体である市町村を運営・財政の責任主体とするなど、規制改革や地方分権の観点からも牽引役を果たしてきたが、今回の見直しでは、保険者機能の強化など、更なる改革に取り組みたい。更に介護保険が基本理念として掲げた在宅重視を徹底し、重度でも、ひとり暮らしでも、できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、ケア付き住宅のような多様な住まいの普及や、医療と介護の連携を進めていく。

3ページ、介護保険財政は、サービス利用の増大に伴い、介護保険の総費用、給付費が年10%を超える伸びで急速に増加しており、3.6兆円でスタートした総費用は、6兆円を超え、7兆円にも達する勢いである。65歳以上の高齢者が納めている保険料は、各市町村によって異なるが、全国平均では現在3,300円程度、平成18年4月から始まる第3期には約1,000円アップの4,300円程度にもなる見込まれている。サービス利用の拡大は、制度の普及・定着という観点からは望ましいが、一方で負担可能性を考えると、給付全体を再点検し、効率化すべきところは思い切った見直しを行う必要がある。

4ページ、今回の見直しの基本的な視点は3つあると考えている。1点目は、制度の「持続可能性」を高めることで、給付の効率化・重点化を思い切って行っていきたい。2点目は、「明るく活力ある超高齢社会」の構築であり、骨太の方針2004にもあるように、健康フロンティア戦略との連携を含め、制度全体を予防重視型

システムへ転換していく必要がある。3点目は、社会保障の総合化で、施設入所者の年金と介護給付の調整や医療との連携強化などを通じ、社会保障制度体系全体を効率的・効果的なものへと見直す。

5ページ、先ほど介護給付費は年10%を超える伸びで増大していると申し上げたが、給付の効率化・重点化という観点から要因分析すると、2つの要因が挙げられる。第1は、在宅の軽度者の人数増である。施行から4年余りで要介護・要支援という認定を受けた人は8割近く増大しており、特に要支援・要介護1といった軽度の方が急速に増え、認定を受けた人の半数近くを占めるに至っているが、軽度者の方々へのサービスは必ずしも状態の悪化防止にはつながっていない。今後いわゆる団塊の世代が高齢期に入る前に、効果的な予防サービス基盤をつくる必要がある。

今回は、介護予防の視点から給付の内容や、ケアマネジメントのあり方を大きく見直そうと考えており、まず現在の要支援・要介護1といった軽度者への給付の内容を見直した「新・予防給付」を創設し、重度化を防止していく。また要支援・要介護状態になる手前の方に対する介護予防サービスも、制度の中で「地域支援事業(仮称)」と位置づけ、一貫性・持続性のある予防システムをつくっていききたい。

6ページ、給付の効率化・重点化という観点から重要なもう一つの柱が施設給付の見直しである。骨太の方針、規制改革会議等でも指摘されているが、在宅と施設のバランス、介護保険と年金の調整という2つの観点から見直しを行いたい。具体的には、特別養護老人ホームなどの施設入所者に対する介護給付は、食費、居住費用を保険外とし、低所得者への配慮は行うものの、基本的には利用者負担という方向で見直したい。

7ページ、介護給付費は、現行制度のまま推移すると、10年後の第5期には、10.6兆円と現在の倍近くになると見込まれるが、改革を進めることで約2兆円、率にして約2割減の8.7兆円程度まで効率化できると推計している。給付の効率化は、利用者負担の率を現在の1割から2割に引上げるといった意見もあるが、今回は、これと同程度の効果が得られるもので、一律に2割引上げるよりは、在宅と施設のバランスを見極め、メリハリの効いた形で見直すのが適切ではないかと考えている。

8ページ、65歳以上の高齢者が負担する1号保険料を全国平均で見た場合、現行制度のまま推移すると、平成18年4月から始まる第3期には4,300円となり、第5期には6,000円に達すると見込まれているが、改革を行うことで第3期は3,900円、第5期には4,900円まで抑えられると推計している。

以上、介護保険制度改革の基本方向について、現在までに概ねの合意が得られている部分について報告させていただいた。基本的な方向は、本年6月の骨太の方針に沿ったものと考えており、来年の通常国会への法案提出を目指し、更に細部を詰めていきたい。

(吉川議員) それでは私から、民間議員4名の名前が書いてある「一体的見直しの一環としての介護保険制度改革について」を説明させていただく。

介護保険は、比較的新しい制度であるが、そうは言っても給付の伸びが少し急過ぎるのではないかという認識を我々は持っている。したがって、スケジュールどおりの厚労省としての改革を、この際少し見直すべきと考える。我々としては、保険料については伸びを抑え、給付についてはすべて一律に切っていくというようなことはよくないが、“選択と集中”を進めて、必要なところに給付がいく形で

抑えていくことが必要なのではないかと考えている。同じ考えは医療についても当てはまる。以下、民間議員4人でこの問題を話し合っ、一応合意した我々の主張を5つにまとめた。

まず1番目だが、一部に、保険の加入者・受給者の対象年限を現時点で拡大すべきだ、という考えがあると思う。つまり若い人まで含めようという、こういう議論があると思うが、我々はそれは拙速で行うべきではないと考えている。その前に徹底した給付の効率化を行うべきだと考えている。例えば20代の人からも保険料をもらおうとしても、今、年金についてすら、これだけ大きな未納の問題がある中で、20代の人たちが介護保険に対して保険料を払う用意があるのだろうかと考えたとき、我々民間議員はやはり無理があるのではないかと思う。保険制度のサイズを膨らませていくよりも、今のリソースのもとで給付の方をよく考えてみるという方が大切なのではないか。場合によっては、将来、介護保険についてサイズを少し大きくした方がいいということが出てくるかもしれない。それは、社会保障全体の一体的な見直しの中で考えればいいのであって、今すぐに若い人までというのは、拙速ではないか。したがって、繰り返しになるが、保険の加入者・受給者の対象年齢を現時点で若い方まで膨らますということには、我々は反対である。これが1番目。

2番目は、介護保険の給付についてだ。これは社会保障の一体的見直しのところでも我々主張したが、やはりトータルで管理をしていく。目標を明示して、例えばGDPの伸び以下に抑制するというような、こうした数値目標を掲げるのが賢明なのではないか。何兆というサイズのお金がかかるわけだから、それを全体でマネージしていくためには、マクロの数値目標というのを物差しとして用意した方がいい。これが2番目の主張。

それから3番目として介護保険の改革は、初めから保険料をとる人を多くしてサイズを膨らますのではなくて、給付の方をスリム化していく。給付のスリム化については、先ほど尾辻臨時議員から既に幾つかの改革案が出された。尾辻臨時議員が御説明になったことと我々が考えていることは方向としては同じなので、我々はこれを基本的に支持したい。以下、具体的な論点が幾つか挙げてある。

例えば、施設に入っている方の居住費、食費というのは、低所得者については一定の配慮というのが必要かもしれないが、これは介護保険の給付対象外から外す。これを平成17年度からやった方がいいのではないかと、という提案。社会保障の改革の場合、給付をカットするというと、何が何でもカットして渋い話を出してくるという感じがあるかもしれないが、食費とか居住費というのは、施設に入らない場合、自宅にいれば当然自分で負担しているわけだから、これは施設に入っても、その部分については自分で負担していただいて、介護保険はあくまでも本来の目的である介護のところを支えるようにする。これは私は考え方として非常によくわかる合理的な考え方、理にかなった考えであって、きちんと説明すれば、多くの国民が理解することなのではないかと思う。したがって、先ほど尾辻臨時議員が御説明になったことを我々としても支持させていただきたい。

次に、予防給付については、何と云っても、介護予防の効果がどれくらいあるのかということが重要なポイントになる。効果が余りないところに一生懸命お金を出していても、これはよくわからないことになるわけだから、効果の検証ということが大変重要なことであって、それに基づいて見直しをしていく。しかし考え方としては、我々としても理解できる。

それから社会的な入院や施設介護への過度のシフトは、是正するような給付体

系にすべき。もう1つ自己負担については、我々としてはある程度以上の所得の人であれば、1割から2割に上げるというようなことも、更に踏み込んで検討してもいいのではないかと考えている。

以上、いずれにしても、まず給付の効率化ということを進める、これが介護保険改革の第一歩であるべき。これを平成17年度に行うべきだというのが私どもの考え方である。これが3番目。

4番目に、医療の場合もそうだが、それぞれの地方・地域でやっているわけだが、自治体ごとに給付の費用とその効果というのを比較してみる必要がある。地域ごとに随分ばらつきがあるが、そうしたばらつきの実態を明らかにすることによって、はじめて我々はなぜ大きなばらつきがあるのか、なぜある地域の成績はよくないのか、というようなことを考えて、そこから改革というのは始まる。したがってこうした情報を公開して、ぜひとも検証を進めていただきたい。

最後に5番目は、介護サービスを提供する事業者について、利用者が評価できるように情報整備する必要がある。以上5点挙げた。

介護保険については以上であるが、尾辻臨時議員が出席されているので、我々民間議員で話し合いをしているときに、もう1つ話題になった医療と非常に関係の深い中医協の改革について一言発言させていただきたい。医療は大変重要な問題で、これから大いに議論されていくことになると思うが、どういう組織でどういう人たちがその制度を決めているのか。「人」が大変大切だと我々考えている。その点で現在の中医協のあり方は、中立性という点から見て大いに問題があるのではないかというのが我々の考え方。法律での数字からは少しずれているが、いずれにせよ現状では、15人のうち5人が医師会の方々ということだが、やはりそれは余りに当事者が突出したメンバー構成なのではないか。中立性を保つという観点から、もう少し中立的な人たちがこの委員であるべきではないか。そうした中立的な立場から改革が進められるべきではないかと考えている。

もう少し具体的に言えば、医療だから、当然専門性が必要なことが多いと思うが、そうであれば実際に医療保険に利害関係を持つ人達ではない、例えば大学の医学部の方々とか、そういう方々がもうちょっと中医協に入るというようなことも1つの考え方かもしれない。いずれにしても、利害関係者が余り突出した会議というのは問題があるのではないかというのが我々の考えである。そこで中医協の改革ということだが、中医協の改革といっても、そもそも改革する人たちが自分の利害にかかわっているというのでは、改革そのものの迫力が出ない。現在、官房長官のところで「社会保障のあり方に関する懇談会」というものが開かれているが、そうした懇談会で中医協の改革をまとめるというようなこともあっていいのではないか。日本の医療制度を考える上で、ぜひとも中医協の改革を行う必要があるのではないかというのが、私たちが話し合ったことである。介護保険とはちょっと別件ではあったが、尾辻臨時議員が出席されているので、私たちの意見を述べさせていただいた。

(本間議員) 吉川議員の方から包括的に我々の考え方を説明していただいたが、やはり第1期、第2期の間での介護保険の総ざらい、総点検をもう一段階やらないといけない。安易にカバーする年齢を下に広げていくということは、私は見直しが甘くなっているのではないかという気がする。年々10%も介護費用が増大をしていくということは、明らかに制度上どこかに大きな歯止めがきかない部分があると考えられるので、ぜひここは、私はやっぱり第3期というのは制度の総点検をしながら、国民にどのような方策がいいのかということも、費用負担の範囲の拡

大も含めて問題提起をしていただく時期に当たるのではないかという感想を持っている。

それからもう1つ、中医協の問題。医療制度を制度的にサポートする、その審議会や、あるいは徴収をする診療保険の現場、これは大変な問題を持っているという具合に認識していて、それだけ難しいということも十分理解はするが、もとの中医協が、利害関係者が突出してその意見に関わると、あるいは決定に関わるとするのは、国民から見ても、大きな疑問を抱かれるところである。今回の不幸な日歯の問題も、これは利害関係者同士のインサイダー同士のやりとりの中でこういう問題が起こっている。ぜひ中立的な委員構成をきちんと確立した上で、これは国民に負担を求める以上、説明責任の向上ということも求められていく非常に重要な分野だと思うので、ぜひその辺のところを御検討いただきたいと思う。

(尾辻臨時議員) まず、もう少し大胆に見直せという話があった。このことに関しては、先程も少し触れさせていただいたが、5年前にこの制度をつくる時に、やってみなきゃわからないというのが正直なところであった。とにかくやってみよう。そこでその5年間しっかりその間のことを検証し直して、もう一回見直そう。これがまさに今度の見直しであるから、私は今省内で言っているのは、「単なる定期点検ではないぞ」ということを常に言っている。したがって、今の御指摘は、私どもも肝に銘じているところである。そこで、大胆に見直したつもりであるが、まだ不十分だという御意見も今承ったので、私どもがこれで十分なのかということは、もう一回見直してみようと思う。特に今の10%の伸びについてのお話だが、こうしたことについては、私どもなりのもう一度反省も加えてみたいと思う。

そこで、5点の御指摘をいただいたが、特にそのことに関して、3点だけ申し上げさせていただきたい。

まず1番目の被保険者・受給者の対象年齢を拡大すべきではないという御意見。これはまさにいろんな御意見がある。そして先程ちょっと御心配いただいた、いわゆる年金のいつも言われるような空洞化のようなことにならないかということであるが、このことに関してだけちょっと言わせていただく。先ほどフロントランナーとして頑張ってきたつもりであるという中でも申し上げたように、65歳以上の方々のところについては、年金から天引きするというシステムにしてあるし、今度は40歳から、この間の皆さん方からは医療保険からいただくということにもなっているから、もし引き下げると、また同じシステムを導入すれば、ややそのところはできる部分もあるかなと思っているが、これはちょっとあえて申し上げただけであり、いずれにしても、この問題は非常に御議論がある。7月の審議会報告の段階では、先ほど申し上げたように、一定の方向性を出すに至らず、現在、引き続き審議を行っているところで、今しばらく議論させていただければありがたい。

それから2番目に、GDPの伸び率に抑制することを目標にせよと。私どもも社会保障費の抑制ということは、当然やるべきことで絶えず頭の中に入れている。言い訳するわけではないが、介護について言うと、これだけお年寄りが増えると、どうしても必然的に増える部分を持っている、そのところの御理解だけをいただきたいと思う。努力にもある面で限界がある。ただ、社会保障全体の中で、その分をまたどこかでというようなことは、当然私ども考えなきゃいけないと思っているので、介護に関してはどうしてもというところがあることだけをとりあえず申し上げて御理解をいただければと思う。特にこのまま伸びると、伸び率をも

しGDP伸び率以下に抑制すると、これは私どもの試算であるが、給付の方が5割以上カットせざるを得なくなるというような試算にもなる。この辺のところを私どもしばらくいろいろと悩みながら考えていきたいと思っている。

それから1割から2割の引上げだが、これは率直に御説明申し上げておいた方がいいと思うので、御説明させていただく。今1割負担。在宅が1.9万円の1割負担でいただいている。そうすると、これが2割負担になると2倍になるから3.8万円になる。まずそのことから申し上げると、今度は施設の方は3.5万円であるから2割にして2倍になると7万円になる。こういう数字になるわけだが、今や高額介護サービス費という枠が1つはまっており、そこが3万7,200円であるから、2割にした途端にどっちもこれを超える。そうすると、在宅の場合も施設の場合も、結局、頭打ちのところにはたちまち引っかかるから同額いただくということになる。それじゃ、これを上げればいいたろうという御意見に当然なるわけであるが、これが今、医療保険と併せて考えなくてはならなくなっていて、勝手にいじれないという事情もある。1割、2割の話は、実はそういう面を持つということだけを御理解いただきたいと思い申し上げた。今後の検討事項だろうと思っている。

それから、中医協の改革が必要とのご指摘については、本当にやらなければならないことだと思っている。法律でやらなければいけない部分と、法律までは変えなくてもよい部分と、両方ある。民間議員の方々が御指摘のメンバー構成に関しては、法律に「8・8・4」と規定されているため、この規定を変えることまで考えるのか、現行の「8」の中でいろいろ考えるのか。また、診療報酬体系とどうしても絡む話でもある。これは介護保険制度改革の次の作業になると思うが、そうした中でも十分考えていきたい。問題意識は、民間議員の方々が仰ったものと全く同じ認識をしているため、努力していきたい。

(竹中議員) 尾辻臨時議員からのお話は、介護に関しては、給付の効率化、予防重視、社会保障の総合化、という3つの視点から見直す、というものであり、民間議員の御提案も、基本的にはそのラインに沿った形で具体的に5つの御提言があった、ということだったと思う。今日は結論を出す場ではないため、今日の5つの点を踏まえていただいた上で、尾辻臨時議員には介護保険制度改革案をぜひよろしく願います。

中医協の改革については、民間議員から、第三者あるいは特定の利害から独立した方々によって議論してもらってはどうか、という具体的な提案がなされたため、その点はぜひ尾辻臨時議員に御検討をお願いしたい。

(尾辻臨時議員) 了解した。

(竹中議員) また、民間議員から、「社会保障のあり方に関する懇談会」でも検討できるのではないかと、という指摘もなされたため、これについても、細田議員にいろいろ御検討を賜りたい。

いずれにしても、今の点は、「基本方針2004」に書かれていることでもあるため、前向きに対処をお願いしたい。

(尾辻臨時議員 退室)

教育の基本的なあり方について

(竹中議員) 今年の8月24日に開催した経済財政諮問会議で、河村前文部科学大臣から「義務教育の改革」について御説明をいただいた。その際、河村前文部科学

大臣には2点お願いしている。1つ目は、義務教育改革実行のスケジュールと具体案についてさらに詰めていただけないか、ということ。2つ目は、教育の地域間格差の実態把握等々について、何か御努力をいただけないか、ということである。

そうした点も踏まえ、教育のそもそも論、基本的な問題について御議論いただきたい。

(中山臨時議員) 私は今まで、どちらかと言うと教育以外の分野を中心に仕事をしてきた。特に最近、バブルの崩壊、そして長引く景気低迷の中で、もう一度日本経済を活性化したい、という思いでずっと取り組んできた。なかなか景気低迷から脱し切れない中で、本当に残念ながら、銀行や企業、ゴルフ場までも外資に買われている。もう少し日本人もファンドを立ち上げて何とか頑張れないものか、と歯がゆい思いもしてきた。そういった中で、一方では非常に意欲のない、いわゆるフリーターとかニートなどと呼ばれる若者が増えている。こういったことは大変な問題であり、少子化と相まって、このままでは日本は東洋の老小国になってしまう。一方では、中国などが大変な躍進をしている。このように、日本の現状そして将来を非常に憂え、「さまざまな小泉改革が進められているが、改革の基盤となっているのはやはり人だ。人材が大事だ。教育が大事だ。」と再認識している時に、文部科学大臣を拝命した。そういう意味では大変ありがたいと思っており、教育改革に一生懸命取り組んでいきたいと考えている。

何と言っても日本は人材こそが資源である、ということをつい忘れてしまいがちである。資源の無い国では、いかにして有能な人材を育てていくかが非常に大事、と認識している。世界の国々も、国家戦略としての教育、ということを考えている。まさに国際的な大競争の時代であり、どの国も国家の命運をかけて教育改革を推進している。予算の面からだけ見ても、アメリカのブッシュ大統領は、1年間で、国、連邦の教育予算を1兆円増やして4兆円に上げた。また、イギリスでは、サッチャー首相の頃から、日本の教育制度を見習ったこともあり、教育改革に取り組んできたが、地方に任せていると例えば予算が違うところに使われている等いろいろな問題があるため、来年から再来年までかけて教育予算は全て国が持つようにする、ということを決めているという状況にある。そういった中で、義務教育の国庫負担をどうするかという議論が出ており、検討されているが、世界の趨勢に逆行して、日本は国として教育には力を入れない、というようなメッセージを発しているような気がして仕方がない。このところをしっかりと踏ん張っていかなければならない、と考えている。

そういった意味で、私は、8月24日の経済財政諮問会議で説明がなされた河村前大臣の方針を踏襲していく。先ほど申し上げたように、もう少し日本人はチャレンジする精神が必要ではないか、もっと頑張らないとこのままでは本当にダメになる、という気持ちである。フリーターやニートも、学校から、一般社会に出ると激しい競争が待っているというギャップにたじろいでいることが現状ではないかと思っている。そういう意味で、ぜひ学校時代から頑張ることを応援するような教育、頑張った子どもに対しては「よくやったな」と褒めたたえるような教育がしたい。無気力な子供が増える中で、前向きの挑戦をする精神を持つ子供たちをどうしてもこれからの日本のために育てていかなければいけない、と考えている。

竹中議員から御指摘を受けた義務教育改革の実行スケジュールと具体案についてだが、義務教育の改革は2年間で仕上げたいと考えている。

改革の1つ目は、教育基本法の改正である。教育基本法の改正により、新しい時代の日本人像を示したいと思っている。

2つ目は、学力向上。まだ今のところ、日本の子供たちの学力水準はそれほど下がっていないが、下がる傾向にある。何のために勉強するのかという疑問を持ったり、勉強する時間が本当に少なくなっている。このままではいけない。先ほど述べたように、人材こそが資源であるため、日本の学力を世界のトップに押し上げるような教育改革をしたい。子供の頃から競い合い、お互いに切磋琢磨する、といった意識を涵養する。また、一時はいろいろ言われたが、まさに大学全入の時代であるため、全国学力テストを実施する。私としては、学力テストだけでなく、体力テストも併せてやればよいのではないかと、とも思っている。

3番目は、教員の質の向上。これも河村前大臣が説明したとおりであり、まさに教育は人であるということは実感している。

4番目の現場主義については、今、文部科学省が進めているところであるが、人事や予算などは、できる限り市町村に権限を移譲し、創意工夫をしながらやっていただく。そしてまた、どのようにやったのかということについて、きちんと内部・外部から評価する制度を確立したい、と考えている。

5番目は、義務教育費国庫負担制度の改革である。義務教育は、国が基本的な基準を設定し、水準を確保し、機会均等を実現する。しかし、その具体的な教育内容等については地方の自由度を高めつつ、財源はしっかり国が保障する。今進めている総額裁量制をさらに進めていきたい。

なお、いろいろな昨今の社会情勢等を勘案しながら分かり易く教育改革を謳い上げるものがないものかと考えており、子供たちに対しては「くじけるな、ウソをつくな、弱いものいじめをするな」、大人に対しては「ほめよう、叱ろう、励まそう」という標語を掲げたいと思っている。なお、「くじけるな」については、私は元々は「負けるな」と言いたかったのだが、総理から「負けるな、はどうか。負けるが勝ち、ということもある。」と助言をいただいたため、再度検討し、皆さんと相談した結果、「くじけるな」が良いということになったものである。

次に、「中山臨時議員提出資料」をご覧いただきたい。1ページ、2ページに義務教育の在り方について説明している。先ほどから申し上げているように、義務教育の意義は、国家戦略として、国家・社会の形成者たる国民を養成することであり、国民として共通に身につけるべき基礎・基本を習得させ、社会規範の尊重、伝統・文化の継承、そして国民経済の諸活動を営むための基礎となる資質能力を培っていく、ということだと思っている。まさに小泉総理が先の所信表明でも述べられたが、新しい時代の国づくりの基盤となるのは「人」であり、このことを義務教育でやっている、と思っている。

それから、憲法の要請として、国民の教育を受ける権利を保障することは、憲法第26条によって、全国どこにおいても、全ての国民に対して等しく無償で提供される。これが義務教育であると考えている。2ページにそのことを図で表しているが、義務教育の根幹は、機会均等、水準確保、無償制であり、次世代を育成するために現世代が社会全体で共同で義務教育システムを支える行財政の仕組みが不可欠であると考えている。地域の財政力や保護者の所得による格差を生じさせない、つまり、どんな所に、どんな山間へき地に生まれても、学校を卒業する時点においては、同じスタートラインに立たせてスタートさせることができることを保障したい、と考えている。

3ページでは、先ほど述べたように、現在、国と都道府県と市町村の適切な役

割分担・協力によって教育行政が遂行されていることを図で示している。義務教育関係では約 10 兆円がかかっているが、負担割合は、国 3 : 都道府県 4 : 市町村 3 という割合になっている。

4 ページ。先進主要国は、国として教育の充実を図っている。アメリカ「教育は私の政策の最重要課題である」(ブッシュ大統領)、イギリス「第一に教育、第二に教育、そして第三に教育」(ブレア首相)、「米百俵の精神」(小泉総理)。各国の国と地方の教員給与負担比率については、フランスは全て国。アメリカは約 10% が国、約 50% が州、約 40% が地方であるが、先ほど申し上げたように、1 兆円増額して国の関与を強めており、イギリスも、地方の分は国が全部見るといってやろうとしているところである。ドイツは、州が持つことになっているが、州ごとの格差があることが大きな問題になっていると聞いている。日本は、半々となっている。

なお、初等中等教育費の GDP に対する比率については、フランスが 4.0% であるのに対し、日本は 2.7% となっており、極めて効率的な投資をしていると言えるのではないかと、思っている。

5 ページでは、義務教育改革の内容とスケジュールについて明示している。既に推進しているものもあるし、中教審で検討中のものもある。答申をいただき、平成 18 年度までには制度改正をする、という方向で、今詰めている。

6 ページも同様に、各項目についての改革のスケジュールを具体的に掲げている。義務教育費国庫負担制度の改革については、平成 18 年度末までに義務教育制度の在り方の一環として検討する。中教審からは 5 月に中間報告をいただいております、今、さらに精力的に検討を進めていただいている。

7 ページは、竹中議員からの御質問を受けた学力の地域間格差についてであるが、現在、公立小・中学校の大都市、都市、町村の間の学力格差はあまりない、という数字を示している。大都市、都市、町村でほぼ同じような線が流れている。右下が英語であり、町村が 4% 程度落ちているということが言われているものの、大体平均している。

それに対し、8 ページをご覧ください。昭和 30 年代の頃は、まだまだ僻地や農山村部で低く、都会地では高い、という学力調査報告書が出ていた。左のグラフは地域類型別平均点であり、市街地から住宅地、漁村、山村にいくにしたがってずっと下がってきていることを読み取っていただけるかと思う。右のグラフでは、全地域とへき地を分けて図示してある。これを見ても、かつてはへき地は低かったことが分かるが、前のページにあるように、現在では非常に平均化してきていることを御理解いただけると思う。

以下のページは参考で付けさせていただいたため、後でご覧いただければと思うが、11 ページに、以前の諮問会議で麻生議員からいただいた「平成 12 年の分権一括法で、教育は自治事務になったのではないか。」というご指摘について記載している。文部科学省では「戦前は国の事務であったが、戦後は一貫して教育は地方の事務となっており、12 年度はそれをきちんと整理したに過ぎない。」と考えている。

様々な方面から義務教育費国庫負担制度の堅持を要請されているわけだが、私としては、やはり教育をおろそかにする国に未来は無いという思いで、これからも教育改革に取り組んでいきたい、と考えている。

(牛尾議員) 前回、前河村文部科学大臣から新しい改革案の説明があったが、実は私は前河村文部大臣の私的諮問機関の「これからの教育を語る懇談会」の座長をし

ていた。その会のメンバーである、中教審の鳥居会長をはじめ、黒川日本学会議会議長、奥田経団連会長等々といろいろ議論した。そのときに一番大きくクローズアップしていたのは、教える側の教師の資質が低いこと。優秀な人もいるけれども、非常に低い人もいる。3年前の教育改革国民会議では、そういう人が大体4,000人か5,000人程いてなかなか異動させられない。私はするべきだと議論したが、現在でもそのうちの200名ぐらいしか動いていないと聞いている。そういう意味で文部科学省から教員免許更新制の提案があり、これは画期的な提案であるけれども、その前提として、学校や教員の評価システムをきちっと公表して開示する必要がある。

もう1つは、そういうものをつかさどる教育委員会をもっと改革して、活性化する必要がある。それらをやった上で、義務教育制度というものが弾力化するのだろうと我々は考えている。これを当時の河村大臣が来年に向かって法制化をして、ぜひ実現をしたいというところで、今御説明があった中山臨時議員の方に引き継ぎをされたわけである。

基本的に日本の初等教育は、かつて世界では非常に評価の高いものであったのが、環境の変化についていけなかったのではないかという気がする。というのは、貧しい時代の教育は、清貧という言葉があるように、貧しさの中で立派であるという、いろんな先賢の言葉もある。しかし、豊かさの中で立派になるという経験が余り過去にはない。それに加えて非常に多様性が出てきて、色々な生活形態が出てきた。それと同時に国際化が進んだ。日本人だけの教育から開かれた教育に変わってきた。さらにもう1つは情報化。いわゆる最近の10年間ぐらいのコンピュータ、インターネットなどEメールを中心とした情報によって、子どもの持つ情報量は教師の持つ情報量の10倍、20倍に達してきている。昔からそういう傾向があったが、最近顕著になってきており、小学校の3年生、4年生でEメールを始めるのは当たり前になっている。もう1つは高齢化現象で老人が増えた。少子化現象で子どもが減ったということは、教育環境に大きな激変であり、そういう変化にどう対応するかという議論が、国も地方も教育委員会もやや怠慢であると言わざるを得ない。その結果、男女共同参画の流れもあり、家庭教育を誰がかわりにやるのかということも従来と違った状況になってきた。そういう環境の変化にどう対応するかということについて、血が出るような議論をしないといけないが、成り行きに任せてしまったというところに教育問題の問題点があると私は思っている。

教育をどう変えるかといったときに、さらに厳しい条件は、2006年から日本の人口は減るということである。高齢化を伴いながら人口が減るということはゆゆしきことであって、恐らく、2025年ぐらいで経済が大きく成長する国で人口が減るのは日本だけだろうと思うが、この傾向がどんどん進んでいく。そのときに、国はどうやって生き延びていくか、競争力をどう維持するかというのは非常に難しい問題である。とにかく、総理がよく前からからおっしゃっているように、国を小さな政府にして、効率を高めて競争力を維持しながら、日本の活力を維持しないといけない。こういう大きな変化に教育は即応しないといけない。

そういう問題を抱えているときに、今、中山臨時議員がおっしゃったことは非常に結構なことである。しかし、この変化に即応することについては、やや希薄な部分がある。企業はこういう変化に即応した企業が全部生き残った。変化にどう即応するかというのが経営の質のいい悪いを決めるので、質のいい経営というのは変化があれば必ず生き延びられる。企業にとっては変化のないときは一番辛

いが、実際は辛いどころか変化の連続であって、ドッグイヤーとも言われるようにすごい勢いで変わっている。官の世界は、どちらかと言えば、変化の即応が一番不得意であり、前例、慣例に基づいてということで、変化することは非常に難しい。

しかし、現実には人口減少と高齢化というものを基礎にして、日本の社会制度はものすごい変化に直面している。今、いろんなことをやっているけど、全て10年前と同じような感覚でやっている。それを抜本的に改革していかないといけない。そういうことを考えていくと、高等教育に関しては、教育改革国民会議のときの提案がほとんど法律で通って大改革をした。国立大学まで独立法人化した。これは未曾有の変化へ挑戦している。今、日本の国立大学はものすごい変化と闘っている。しかし、義務教育だけはまだ、過去に評価が高かっただけに何となく放っておいても変化に即応するだろうと思った節がある。そういう意味では、変化にどうチャレンジして新しい教育環境をつくるかということについては非常に問題がある。しかもお金は余りかけられない。

しかし、企業で言えば、マーケットは半分に減っているわけで、1世代250万人だったのが今は120万人ぐらい。もう需要の生徒数は半分に減っている。しかし、教師の数は一緒なので、1クラス当たりの生徒数が減るのは当たり前であって、これもこれから合理化していくしかない。そして、20代の先生と50代の先生は全く環境に伴った発想が全然違う。5つの世代の人が共存しているのが義務教育の世界なので、そういう意味では相当大きなチャレンジだと思う。教育基本法には、21世紀の新しい教育としては、ヒューマニズムにあふれた世界を1つと考える教育が一番大事だということで、これを書いたわけである。伝統的なことも大事だが、非常にグローバルになった世界でも人間のあり方というのは非常に大事である。こういうことを踏まえるとやはり大きく変えないといけないことだけは認識する必要がある。

どう変えるかは、文部科学省の最大の課題である。幸い文部省と科学技術庁が一緒になったということは、変革としてはすばらしい改革であったと思うので、科学技術の要素を入れながら、今、中山臨時議員のおっしゃっていることを着実に、新しい環境の中で、それを生かすにはどうすればいいかということ、ぜひ考えてほしいと思う。

(吉川議員) 義務教育費国庫負担制度について、中山臨時議員にお願いしたいことがある。1つは、国庫負担制度。国が負担する分を「地方に移譲したらどうか」という議論があるが、「地方に移譲したらどうか」という人たちは、教育は大切ではないと思っている、あるいは、義務教育にかかる費用を小さくしていけばいいと考えている、というような論点整理は、私はフェアではないと思う。義務教育は大変大切である。そこにかかる費用をどんどん削っていけばいいとは誰も考えていない。義務教育は非常に大切で、そのところに相応の費用をかけるべきだということは、誰もがそう考えていることであって、「地方に移譲したらどうか」という人たちは、国と地方でどういうふうに負担するかということは、それだけとれば、教育にとって必ずしも本質的ではないのではないかと考えているのだと思う。

その点に関して、ぜひとも文部科学省にはさらに説明責任を果たしていただきたいと思う。中山臨時議員から地域格差等の資料を提出していただいた。これは世の中で大変な議論を呼んでいる。しかし御説明のあった資料は、国庫負担制度が格差を抑えているという論拠にはなっていないと思う。それどころか9ページ

の図では、昭和 28 年に国庫負担制度が復活という形で導入されたとあるが、8 ページでは、昭和 37 年にはまだ格差が残っていると、言っているのだから国庫負担制度ができて 10 年経っても格差が残っていたということである。したがって、国庫負担制度が格差を抑えているという主張には、必ずしも、説明のあった資料ではなっていないと私は思う。私が言いたいことは、細かいことをいろいろ申し上げるといよりは、文部科学省として、これだけ多くの人が国庫負担制度が地域間格差の是正にどういう役割を果たしているのかということに関心を持っているわけだから、さらに丁寧に説明していただく必要があるのではないかとことだ。

(中川議員) この前、「新産業創造戦略」を説明させていただいたように、最後は人材ということになるので、今、人材のための投資とか、あるいは税とか、制度とかを作業している最中だが、特に化学とか、原子力の人材がものすごく枯渇しているという話を業界からよく聞く。人材をどうやって育成していくかというのは、誰もが、中山臨時議員でなくても、私の立場でそう思う。先ほど牛尾議員がおっしゃったこととかなり重なるが、今の義務教育の子どもたちが、どういう条件の中で生きているのだろうと私はいつも考えている。平和、少子化、都市化、国際化、そして情報化という中で育っていることによるプラスマイナスが、当然、まず与件として子どもは備わってくるのだろうと思う。平和については、団塊の世代は平和になってから急に増えたというときに比べると、今は平和な時代にどんどん子どもが減ってきている。それから少子化はさっき中山臨時議員が「負け」とかという言葉はよくないと言ったけれども、私も負けとか、挫折というものは体験しない方がいい。しかし、ほかの国が体験していて、日本の子どもたちが体験していないことのデメリットというのも、直視しなければいけない。

それから、都市化。都市化ということは本物とか、体験とかという言葉、バーチャルとリアリティとの隔絶というものがある。それから、情報化によって、例えば、文字離れとか、メールでは文章になっていないようなものが子どもたちの間に飛び交っている。本が必要ない。これでいいだろうかという危機感を持っている。

それから、国際化については、それに対して、英語ができるのも結構だが、肝心の日本の歴史なり、文化を知らずに国際化というのは本当にあるのだろうかというふうに考える。中国も韓国も日本以上に少子化が進んでいることは間違いのない。しかし、子どもたちを徹底的に絞り上げるという面では、競争していかなければいけない、経済で頑張っていかなければいけない日本の中で、その子どもたちに意欲を出させるために、どのような刺激があるのだろうと思っている。

最後に資料の中にあつた「くじけるな、ウソをつくな、弱いものいじめをするな」というのは学校で教える前に家庭でまず教えるべき問題で、親がまず自分の子どもに対して、一番の教育のプロでないといけないと思っているので、最近、そうじゃないような事件がときどき出てくるけれども、そういう意味では、まず家庭があつて、社会があつて、学校があつて、そして意欲があつて、刺激があつて、人材というものができ上がってくるのだと思う。いいことづくめの教育改革ではなくて、厳しいところを直視しながら、それを乗り越えさせていかなければ人材は育っていかないし、日本が今後成り立っていかないところを、ぜひ積極的に取り入れていただきたい。

(麻生議員 入室)

(谷垣議員) 国と地方の教育における役割分担は何なのかという議論が進んでいる中で、国の教育行政を司られる中山臨時議員が国が責任を持つべきことは何だ、国が担保しなきゃならないことはなんだという視角から議論されるのは、私は当然のことだと思う。

ただ、若干危惧されるのは、そういう議論のときに、吉川議員の議論とやや通ずるが、どっちにやった方が金が確保できるのかという議論が多くて、それも必要な議論だと思うが、自由度が拡大していく中で質を高めていくにはどうしたらいいか、そういう中で国が担保すべきものは何だという、こういう議論をもう少し詰めていただく必要がある。最後は国の責任は何だという議論になってくると思うから、今、私が申し上げたような中で、国が果たすべき責任は何なんだというのを詰めていただけたらと思っている。

(細田議員) この間、4大臣と中山文部科学大臣との間で議論した際に、私から申し上げたのは、中山臨時議員提出資料の3ページの中で、「指導、助言、援助」と書いてあるが、国がこれまでやってきた指導、助言は具体的に何なのか。国の立場でやらなければならなかった指導、助言は何なのか。これからも必要な指導、助言は何なのか。そのこととお金は関係があるのか、ないのか。国がやらなければならぬとしても、国のお金がないとできないことなのかどうか、という点を仕分けてほしいとお願いしている。もう少し深掘りして検討した方がいいという感じがする。

(麻生議員) 公立の小・中学校で、例えば大都市との間で格差がなくなったとか、それから昭和30年代は貧富の格差があったので、山村部ではいろいろ地域間に格差があったという話をよく聞くところであるが、これが解消されたのは、国庫補助負担金のおかげかと言われれば、果たしてそうかなと率直なところと思っている。

これは文部科学省のいわゆる標準法という教職員数の拡充というのをきちんとしたことも大事だと思うし、塾というものが教育の補完業務としてはかなり充実されたという点も否めない事実だと思う。それから、やはり国土の均衡ある発展等々によって、地域間格差がかなり昔に比べて解消されて、山の中でもテレビが見られ、電話がその場で通じ、いろんな形でそういった地域間格差がなくなったことによるところが大きいのであって、教職員の給料を払ったから格差がなくなったということにはならない。むしろ、標準法できちんとやった結果として言えるのではないかという点が一番大事なところで、私の考えから申し上げれば、きちんと教職員、学校、その他標準法等、こうあるべきときちんと決めていただければ、地方はそれでいいのではないか。むしろ、それをやめたら、その地域の住民からのブーイングがでて、よほどちゃんと応えないといけないことになると思うので、工夫はいろいろされるとは思うが、私は、金だけの話ではいかなものかというのが率直な実感である。

(中山臨時議員) いろいろと示唆に富んだ御意見をいただいた。牛尾議員から言われたけれども、文部科学省はこういう時代の流れを的確に捉えて、本当に対応してきたのだろうかということについては、私も外からずっと見ていたが、かなり鈍かったのではないかなとっていて、そういう意味では、まさに御指摘いただいたことが、本当にそうだと思う。文部科学省がそういった対応に対して、不得意だったということは否めないと思っている。やはり、そういう意味でいろんなことを含めて、抜本的な改革が、今こそ求められているのかなということをお話を聞きながら痛切に感じたところである。

あと吉川議員からの話について、昭和 30 年代初頭の数字があるといいのだが、調査がないため、昭和 37 年度のものを使わせていただいた。義務教育費国庫負担制度があったから格差が縮まったのだと、それだけ言うつもりはない。また麻生議員が言われたように、まさに国土が発展し、塾のこともあったかもしれないが、塾はむしろ都会の方が多いため、地方の方は塾に通っている子どもたちも少ないから、そういう意味では、学校の教育というのが大きな担保になったのではないかと、感じている。

中川議員の御意見について、まさにそのとおりだと思っている。家庭教育ということも本当に大事である。ここに私が掲げた子どもの「くじけるな、ウソをつくな、弱いものいじめするな」、これは学校の話ではなくて、旧薩摩藩で、この地域で郷中教育というのをやられていて、そこで小さいころからたたき込まれた。これは家庭でも地域でも、学校ではやられたことはないが、そういったものだとすることで、それを参考にして、総理の御助言もあり、「負けるな」というのはどうかということで、「くじけるな」に変えたということをお聞きしたい。

あと、細田議員から助言とか、指導とか、援助というのは、どういうことなんだということについては、宿題をいただいたと思っている。今、省内でいろいろ検討しているということをお聞きしたい。

それから、麻生議員に言われたが、標準法というのがあって、それでこうなったんじゃないか。まさに、それもそういうことだと思うが、標準法があって、それを担保する予算措置をちゃんとしてきたということが大きかったのではないかと。標準法だけやって、あとは自分たちでやれと言われても、財政力の乏しいところではできないので、実はそこを一番心配している。補助金カットで義務教育負担を地方にやらせることで一番心配するのは、まさに極めて都会と地方というか、経済格差がついてきている。知事が教育に力を入れないということではないと思う。これから交付税の改革等もあると、本当に教育に力も入れたくてもない袖は触れないというか、できない場面が出てくると思う。そのところを少なくとも、国がしっかり持つよというものがなければいけないのではないかなと強く皆さん方に訴えたい、こう思っているところである。

(竹中議員) 3点に要約をさせていただく。まず、中山臨時議員からは2年間で5つの改革を進めていくというプランを示していただいた。この中には、前回も議論があった教員免許の更新制、それと評価システム、さらには教育委員会の改革等々盛り込まれているので、精力的に、このプランをお進めいただきたい。これがまず第1のポイント。

第2のポイントは、やはり教育のそもそも論を続けることが極めて重要であるということ。もちろん、これは文部科学省において続けていただきたい。長期的な問題は、「日本21世紀ビジョン」でも教育を扱うことにしているので、皆さんの協力をいただいて、しっかりと進めていきたい。それに加えて、さらに多様な形で「そもそもどうあるべきか」ということを、やっていく必要があるのかどうか、皆さんに色々な意見をいただきたいと思っている。

第3のポイントは、特に具体的な義務教育に関しては、国と地方の役割の中で、国の責任の果たし方はどうあるべきなのかという点について、さらに議論を具体的に詰めなければいけないということ。その点については、まだ幾つかの意見があるのではないかと。こうした点に関しては、4大臣会合の場等々もあるので、引き続き議論をさせていただく。

(小泉議長) 教育だけではないが、先ほど牛尾議員も言われたように、少子高齢化社

会が今まで世界に例を見ないほど日本は進んでいる。これは悲観的な見方が多く、大変だ大変だと子供を増やすことだけに非常に重点的に取り組んでいるのだけれども、果たしてそうだろうか。追いつき追い越せではなくて、新しい形として、本当に高齢者が年金を受給するだけ、若い人たちに支えられるだけの存在だろうか。必ずしも、これからはそうじゃないんじゃないか。それと、日本は他の先進国に比べれば女性の社会進出が遅れている。ということは、まだ女性の進出の余地は十分にあるということだ。人口が少なくなることで、これからますます日本の経済は落ち込んで行くのではないかという見方が強いのだが、高等教育が進んでいけば、人口が増え、子供の数が増えるどころか、むしろ貧しい地域の子供が増えている。豊かになると子供が減ってくる。ところが今、苦しいから子供が減っているのだという議論が多い。そういう今までの一定の見方と違った、新しい、若い世代が減っても高齢者が増えても、活力がある社会ができるんじゃないかということも検討する必要があるのではないか。

教育の分野について、教育はみんな大事だ。異議を唱える気は全くない。教育で一番大事なのは、親こそ最良の教師だということ。今、親が子供をいじめたり、虐待したり、とんでもないことが起こっているけれども、やはり親になる人、大人の教育が一番大事じゃないか。子供の教育よりも、先生だ。子供というのは先生の影響が大きいから、先生に対する教育が重要ではないかと思う。子供の教育も大事だが、親こそ最良の教師という教育の原点。人材確保法で先生の給料を良くして、本当に人材が良くなっているのか、そういう点も含めて検討していただきたい。

三位一体、これは当然やらしてもらわなければいけない。文部科学省は、だめだという反論ばかりではだめだ。知事会、市長会、町村長会、議長会、地方6団体がまとめて提言したのだから、地方の意見を尊重してやらしてもらわなければ。反論ばかりではなく、地方団体の意見を真摯に受けとめて、三位一体をどうやらもらうかということをも文部科学省は真剣に考えてもらいたい。何だって改革をやるうとすれば賛否両論が出て大変なことはわかっている中を、ようやく難しい問題をやっているのだから。現状維持で、あれもだめ、これもだめ、今までが良いと言うのでは通じない。その辺を真剣に考えてもらいたい。

(中山臨時議員) 総理の仰ることは、そのとおりだと思う。少子化というのを後ろ向きに考えるのではなくて、前向きに考えていきたい。これだけ平和で豊かな国で、お年寄りの方も元気だから、極めて成熟した教養国家、世界一の教養国家というものを目指せるのではないか。少なくなる子供たち、一騎当千と言うか、一人一人が本当に力のある輝くような存在であって欲しい。これが教育ではないかと考えており、一生懸命取り組んでまいりたい。

今、竹中議員から引き続きこの問題についての議論を続けるよう言われたのだが、中教審の先生方との意見交換、協議の場を作っていただきたい。さらに今、総理も言われたように、色々な議論の中で地方6団体はあのような案をまとめられたわけだが、中には、色々な意見もあったと伺っている。例えば、東京都知事は税源移譲で相当得をしようと思うのだが、しかし反対だと言われた。そういう国家観のある知事さん、地方自治を担当しながら国家のことを考えている知事さん方もいらっしゃると思うので、ぜひ、そういった方との意見交換の場も作っていただきたいと、2つお願い申し上げたい。

(竹中議員) 今の意見も参考に、ぜひ協議をさせていただく。

(中山臨時議員 退室)

三位一体の改革について

(竹中議員) 「三位一体改革『全体像』の論点整理 - 地方財政計画・地方交付税について」の説明だけさせていただく。

前回も、地方財政計画、地方交付税について議論いただいた。「1. 基本方針」は、前回の取りまとめを再録したものである。以下の点を基本方針としてはどうか。これは短期、中期、長期であるが、短期的には、この見直しを平成17年度予算に着実に反映する。中期的には、その見直しを前提に3年程度のビジョンを作成して諮問会議でも議論する。長期的には、麻生議員が言われたように、2010年代初頭に不交付団体の人口割合を3分の1にすることを目指す。これは、1つの目標というか、合意事項にはいかがかと思う。

その際、詰めなければいけない論点が大きく3つある。

第1の論点は、地方財政計画の規模をどのようにするかということ。この点については、これまでの麻生議員、谷垣議員の御主張を中心に2枚目に別紙を付けている。歳出の適正化を目指して、7.8兆円云々という谷垣議員の御意見。それに対して、麻生議員からは、予想された削減のスピードを上回っているのではないかという御指摘。そういうことを踏まえながらも、プライマリーバランスの回復のために、やはりどこかで目標とするものを求めながら一致点を見出していかなければいけないのではないだろうか。その一致点を見出そうではないかというのが、第1のポイントである。

第2の論点は、三位一体改革を平成18年度までにおいて、歳入面で地方団体に何らかの対応が必要か。これも別紙で今までの御意見を要約しているが、これについても現実的に地方団体の予算編成上の困難も踏まえて、何らかの対応が必要かということは、現実問題としては、しっかりと議論せねばならないということだと思う。

そして、第3の論点は、地方財政計画、地方交付税の適正化等の改革をいかに行うか。これは正に、特に資源配分の中身をどうするかということも踏まえて、地方財政ビジョンをどのぐらいのスケジュールで策定すべきなのかということ。その際に、これまで民間議員から提示された算定根拠の明示とか計画実績乖離の是正などをしっかり折り込んで、どのようなスケジュールでやるべきかということ。さらには、普通交付税と特別交付税を通じて、引き続き算定の簡素化、配分ルールの明確化に取り組むべきではないか。その点を論点として整理をさせていただいた。これは次回にまた、引き続き議論をさせていただく必要があるし、また事務的にもこうした点について、しっかりと議論をさせたいと思う。

(麻生議員) 今日、総務委員会があって、遅れて来て前後の話を全然知らないままで申し上げるのだが、今の段階でこれだけとは感じているのは、過日、谷垣議員から出てきた7兆円から8兆円の話だが、文部科学省の今の話からも思っておられるだろうが、地方の教職員の給与が払えなかったらどうするのか、義務教育制度がなくなるのではないかという話を、昨日の朝もしていた。この話は、保育園がいい例だと思うが、公立保育園のときには、補助金をやめて、その分だけ交付税で埋めたのでスムーズにいった。これは現実であり、その話をするとみんな納得する。納得したのだが、この間の7.8兆円が出たものだから、その交付税は財務省は払わないという話になって、いきなり疑心暗鬼を生んでおり、これくらい稚拙な手法はないかと従来の財務省には考えられぬと正直思ったが、とにかく、そういう手法が出た。昨日の朝、中山臨時議員とこの4大臣でやった時も、中山臨時議員はその点を言っ

ていた。だから、それは違うと、それはちゃんと払うという約束でやっているのだから、と言ったけれども、7.8兆円の話と色々言われるので、谷垣議員の方からは、それはちゃんとやると言われるなど、色々あった。今日の総務委員会も、ほとんどこの話だったのだが、聞く相手を間違っている。質問される相手は、谷垣議員か、竹中議員で、私に聞くのは間違いだと、委員会で言っている(笑)。

(竹中議員) この資料の趣旨は、どの数字が正当化されるかということではなくて、正に今、麻生議員が指摘されたような異なった見方があるから、その間をしっかりと埋めていき、それを論点にしようということ。繰り返したが、一方でプライマリーバランスを回復するためには、国も地方も汗を流さなければいけない。その点で一致点を見出していきましょうという点である。次回の諮問会議までに、こういった点について、大分話をしなければいけない可能性があるので、こうした論点について事務的にしっかりと詰めさせたいと考える。

最後に2点御報告させていただく。1つは今日、構造改革評価報告書を配っている。これは、ITの進展についての政策評価であり、重要な論点も含まれているので、お目通しをいただきたい。

もう1点、統計の整備に関して、吉川議員を委員長として専門家を委員とする推進委員会を資料のとおり設置した。本委員会には麻生議員の賛同を得て、総務省から全面的な協力をいただくことになっている。

(麻生議員) 経済社会統計が、今の時代にちょっと合っていないではないかというのは、昔からあったので、喫緊の課題だと認識をしている。総務省としても、昨年6月に「統計行政の新たな展開方向」を取りまとめて、GDP統計の精度向上、経済のセンサスの検討など、統計の整備という話をしているので、この推進委員会にも全面的に協力をさせていただきたいと思う。

(竹中議員) どうもありがとうございました。

(以上)